

○豊見城市の子ども派遣事業補助金交付要綱

豊見城市の子ども派遣事業補助金交付要綱

(趣旨及び目的)

第1条 この要綱は、豊見城市(以下「市」という。)内で活動する小学生及び中学生の個人、団体及びその関係者(以下「補助対象者」という。)のスポーツ及び文化活動に係る派遣に対する補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この事業は、休眠預金を活用し「沖縄・離島の子ども派遣基金」の目的である沖縄県内の子どもの部活動等の移動にかかる費用における家計負担を、様々なセクターの参画による当基金からの支援によって軽減することを目的とする。

(交付の対象)

第2条 補助金交付の対象は、補助対象者が運動競技及び文化活動に参加するため県内離島及び県外等へ派遣される場合とし、次の各号のいずれかに該当するときは、予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1) 運動競技に係る派遣については、市、沖縄県スポーツ少年団及び沖縄県体育協会に加盟する競技団体が主催又は共催する大会並びに南部地区等の広域の大会にて優秀な成績を収め、上位の大会へ派遣される場合
- (2) 文化活動に係る派遣については、市及び文化的教育活動の団体等が主催又は共催する大会にて優秀な成績を収め、上位の大会へ派遣される場合
- (3) その他会長が必要と認める場合

(対象児童生徒及び関係者)

第3条 派遣の対象となる児童生徒は、学校の教育活動と認められるときは、市立学校に通う児童生徒とし、それ以外の活動のときは、市内に住所を有する児童生徒とする。

2 派遣の対象となる関係者は、豊見城市児童生徒のスポーツ及び文化活動派遣費補助金交付決定またはそれ同等と認められた児童生徒のサポート、随行する市内に住所を有し、チーム代表者が認める者を関係者とする。

3 年度内においてこの補助金の交付を受けられる回数は原則として2回を限度とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 当該派遣大会で優秀な成績を納め、更に上位の大会に派遣される場合
- (2) 糸満地区小学校体育連盟、島尻地区中学校体育連盟及び沖縄県中学校体育連盟が主催又は共催する県内離島大会に派遣される場合
- (3) 個人が複数の競技で派遣される場合

(4) その他会長が必要と認める場合

4 前項において、団体で補助金の交付を行った場合も、個人ごとに補助金の交付があったものとみなしこれを適用する。

(補助対象経費等)

第4条 前条の規定による補助金の対象となる経費の種別、内容及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

2 前条の規定による補助金の対象となる児童生徒(登録外選手は除く)の人数については、運動競技及び文化活動共に最大5名迄とする。

3 前条の規定による補助金の対象となる関係者の人数については、運動競技及び文化活動共に児童生徒一人につき1名迄とする。

4 前条の規定による補助金は、当該大会出場に必要な期間に係る経費を対象とする。

5 前条の規定による補助金は、豊見城市児童生徒のスポーツ及び文化活動派遣費補助金交付要綱に基づいた補助を受けている者は当該補助の交付対象外とする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、豊見城市の子ども派遣事業補助金申請書を大会派遣前に会長に申請しなければならない。ただし、同一団体において申請を行う場合は、代表者をもって申請することができるものとする。

(実績報告)

第6条 補助金申請書を提出した申請者は、当該派遣大会が終了した日の翌日から起算して20日以内に必要書類を添付し、豊見城市の子ども派遣事業補助金実績報告書を提出するものとする。

(補助金の交付)

第7条 補助金は、実績報告書に基づき交付するものとする。ただし、会長が事業の円滑な遂行のため必要があると認める場合は、補助金の額の範囲内で補助金の概算払をすることができる。

(補助金の請求)

第8条 前条の概算払を受けようとするものは補助金申請書の申請額、第5条の規定より補助金申請書を提出した申請者は補助金実績報告書の実績額をそれぞれ請求額とする。

(交付決定の取消し)

第9条 会長は、補助金申請書を提出した申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 同一の派遣において、当該補助金以外の補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額を交付した後においても適用する。

(補助金の返還命令)

第10条 会長は、前条の規定により補助金交付の取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金に相当する金額の返還を命ずることができる。

2 会長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分について補助金申請書を提出した申請者に返還を命ずることができる。

3 会長は、前2項の規定により返還を求める場合は、補助金返還命令書により補助事業者に返還を請求するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、別に定める。

附 則

この要項は、令和 2 年 11 月 6 日から適用する。

この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

この要項は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

別表(第4条関係)

経費種別	対象経費の内容	補助率
航空賃、船賃 及び鉄道賃	最も効率的な経路で移動した場合の運賃	対象経費の8割 補助対象者のうち、 一人あたり50,000円限度
宿泊料	宿泊料は、宿泊に伴う施設利用料、シーツ等 クリーニング料、朝食代金及び夕食代金を含め るものとする。	
車賃	最も効率的な経路で移動した場合の運賃	
楽器運搬料	吹奏楽に係る楽器運搬料	